

【測量及び道路清掃業務】

別表第3(第3条関係)

区 分		添 付 書 類
組織市町の資格審査を受けている者	1 組織市町内に主たる営業所を有する者	(1) 組織市町の資格審査を受理されたことを証する書類 (注: 1, 2) (2) 許可、登録等を証明した書類の写し (許可、登録等を要する業種の場合) (3) 技術職員名簿 (様式第4号。測量等業務の場合) (4) 営業用機械器具調書 (様式第8号。道路清掃業務の場合)
	2 組織市町外に主たる営業所を有し、組織市町内に従たる営業所を有する者	(1) 組織市町の資格審査を受理されたことを証する書類 (注: 1, 2) (2) 許可、登録等を証明した書類の写し (許可、登録等を要する業種の場合) (3) 技術職員名簿 (様式第4号。測量等業務の場合) (4) 営業用機械器具調書 (様式第8号。道路清掃業務の場合) (5) 営業所一覧表 (様式第5号) (6) 委任状 (支店、営業所等に契約行為、請求行為等の権限を委任する場合) (7) 委任した営業所に係る営業所調書 (様式第6号)
	3 組織市町内に営業所を有しない者	(1) 組織市町の資格審査を受理されたことを証する書類 (注: 1, 2) (2) 許可、登録等を証明した書類の写し (許可、登録等を要する業種の場合) (3) 技術職員名簿 (様式第4号。測量等業務の場合) (4) 営業用機械器具調書 (様式第8号。道路清掃業務に限る。) (5) 営業所一覧表 (様式第5号。従たる営業所を有する場合) (6) 委任状 (支店、営業所等に契約行為、請求行為等の権限を委任する場合) (7) 委任した営業所に係る営業所調書 (様式第6号)
組織市町の資格審査を受けていない者	1 組織市町内に主たる営業所を有する者	(1) 許可、登録等を証明した書類の写し (許可、登録等を要する業種の場合) (2) 技術職員名簿 (様式第4号。測量等業務の場合) (3) 営業用機械器具調書 (様式第8号。道路清掃業務の場合) (4) 商業登記簿謄本 (法人) (写し可) 身元証明書 (個人) の写し (5) 組織市町税の納税証明書 (写し可)
	2 組織市町外に主たる営業所を有し、組織市町内に従たる営業所を有する者	(1) 許可、登録等を証明した書類の写し (許可、登録等を要する業種の場合) (2) 技術職員名簿 (様式第4号。測量等業務の場合) (3) 営業用機械器具調書 (様式第8号。道路清掃業務の場合) (4) 営業所一覧表 (様式第5号) (5) 委任状 (支店、営業所等に契約行為、請求行為等の権限を委任する場合) (6) 委任した営業所に係る営業所調書 (様式第6号) (7) 商業登記簿謄本 (法人) (写し可) 身元証明書 (個人) の写し (8) 組織市町税の納税証明書 (写し可)
	3 組織市町内に営業所を有しない者	(1) 許可、登録等を証明した書類の写し (許可、登録等を要する業種の場合) (2) 技術職員名簿 (様式第4号。測量等業務の場合) (3) 営業用機械器具調書 (様式第8号。道路清掃業務の場合) (4) 営業所一覧表 (様式第5号。従たる営業所を有する場合) (5) 委任状 (支店、営業所等に契約行為、請求行為等の権限を委任する場合) (6) 委任した営業所に係る営業所調書 (様式第6号) (7) 商業登記簿謄本 (法人) (写し可) 身元証明書 (個人) の写し (8) 福井県内業者にあつては県税に係る、県外業者にあつては法人税に係る滞納のない旨の証明書

(注1) 組織市町とは、坂井市及び吉田郡永平寺町を指します。

(注2) 組織市町の資格審査を受理されたことを証する書類とは、組織市町の受付印がある書類のことです。
この書類は組織市町どちらか1通でも構いません。